**平成２４年（フ）第６８２号**
愛知県日進市藤塚１丁目295番地　サニーヒル日進106
債務者　是永　愛弓
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１０１４号**
名古屋市緑区曽根２丁目217番地　大川荘102号
債務者　マルショウ商店こと　渡邉　進正
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３６号**
宮城県石巻市北村字前山４番地10　仮設前山団地６－３号、前住所宮城県石巻市門脇町４丁目４番３号
債務者　千葉　真秀
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２４年（フ）第１２３号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1330番地１　サントハイツ202号
債務者　吉沢　正和
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第７８６号**
埼玉県川口市戸塚東１丁目24番25号
債務者　吉池　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８７号**
堺市美原区木材通１－１－13、住民票上の住所大阪府柏原市法善寺４丁目８番６号
債務者　山口　忠信
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里井　義昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第５３７号**
堺市南区若松台１丁４番１－207号
債務者　大山電機工業所こと　大山　和一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里井　義昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第５４４号**
堺市南区三原台３丁40番１－305号、前住所大阪府泉南市信達大苗代1053番地の５　泉南一丘住宅68棟702号
債務者　椛山商店こと　椛山陽二郎
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里井　義昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１２９０号**
札幌市南区澄川５条３丁目８番１－203号
債務者　青山　朋弘
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３０５号**
熊本市中央区新屋敷１丁目２番６号
債務者　尾浦　禎治
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４８２号**
埼玉県新座市大和田５丁目11番43号
債務者　清水龍吉こと　金　　龍吉
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４８３号**
埼玉県新座市大和田５丁目11番43号
債務者　清水　朋丘
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第９３号**
長野県須坂市大字日滝616番地
債務者　久保田新一
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第２８７号**
静岡市清水区下清水町３番40号　リオグランデ201号
債務者　小笠原聡子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２９２号**
静岡県焼津市鰯ヶ島334番地
債務者　平　　育子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３０７号**
静岡市葵区美川町３番３－７号、住民票上の住所静岡市葵区美川町11番15号
債務者　杉山　久倫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部